

中津川市市民企画講座事業実施要綱

平成19年3月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的な学習活動の振興を図るとともに、より質の高い学習機会を提供するため、団体の自主的な企画運営による講座（以下「市民企画講座」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、市民等によって自主的に作られ、運営されている団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として5人以上で構成され、その過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成されており、代表者は市民であること。
- (2) 特定の宗教及び政治思想の普及活動を目的としていないこと。
- (3) 営利活動を目的とした団体でないこと。

(市民企画講座)

第3条 市民企画講座は、団体がその企画、立案及び運営（準備を含む。）を行う。

2 市民企画講座で取り扱う内容は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中津川市内の公民館で開催し、広く市民を対象とし、募集するものであること。
- (2) 内容は、文化、環境、健康、福祉、男女共同参画、国際化、情報化、経済、人権等生活課題、地域課題をテーマとすること。ただし、習い事等の趣味講座、スポーツ及びレクリエーションの実技指導を目的とするものは除く。
- (3) 営利を目的としたり、特定の政党や宗教を支持・宣伝・普及する内容及び公共の福祉を害するものでないこと。
- (4) 原則として2回以上で構成し、講座又は実習形式であること。
- (5) 受講料を徴収する場合は、市民企画講座開催にかかる必要経費を賄う範囲内であること。

(助成対象経費)

第4条 市民企画講座開催にかかる助成対象経費は、市民企画講座の開催に要する費用のうち別表に定めるものとし、予算の範囲内で市が負担する。

(市民企画講座の申請)

第5条 市民企画講座を開催しようとする団体は、中津川市市民企画講座申請書（様式第1号）、中津川市市民企画講座計画書（様式第2号）（以下「申請書等」という。）に中津川市市民企画講座収支計画書（様式第3号）を添付して市長に提出しなければならない。

(市民企画講座の開催決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書等が提出されたときは、当該団体の意向聴取を経て中津川市市民企画講座採用（不採用）決定通知書（様式第4号）によって採否を通知しなければならない。

(結果報告)

第7条 市民企画講座を実施した団体は、市民企画講座の終了後1月以内又は3月31日までのいずれか早い時期に、中津川市市民企画講座実施報告書（様式第5号）に中津川市市民企画講座収支報告書を添付して市長に提出しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象経費

区 分	経 費 の 種 類
報償費関係	講師謝礼、託児世話人謝礼